

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 29 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第 11 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(生活安全企画課) 第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略]	(生活安全企画課) 第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(10) [略] <u>(11) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</u> (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略]
2	(警務課) 第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(19) [略] (20) <u>留置場</u> に関すること。 (21)～(24) [略] (留置管理官) 第37条 [略] 2 留置管理官は、上司の命を受け、 <u>留置場</u> の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。	(警務課) 第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(19) [略] (20) <u>留置施設</u> に関すること。 (21)～(24) [略] (留置管理官) 第37条 [略] 2 留置管理官は、上司の命を受け、 <u>留置施設</u> の事務を処理し、部下職員を指揮監督する。
備考	改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 58 号）の施行の日から施行する。